

報道機関各位

令和8年4月6日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 清水 公雄

賃金指導官 田尻 大悟

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン



「熊本県和服裁縫業最低工賃」を25年ぶりに改正

熊本労働局長（金谷 雅也）は、家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、「熊本県和服裁縫業最低工賃」（平成13年熊本労働局最低工賃公示第1号）の全部を25年ぶりに改正し、同法第12条第1項に基づき、本日（令和8年4月6日）、官報公示を行いました。

この最低工賃は、熊本県内で和服裁縫業に係る手縫いによる仕立ての業務に従事する家内労働者（いわゆる「内職者」）と当該家内労働者に当該業務を委託する委託者に適用され、本改正は令和8年5月6日から効力が発生することとなります。

○改正の内容 別添のとおり

○改正の発効日 令和8年5月6日

※参考資料

現行の熊本県和服裁縫業最低工賃(平成13年熊本労働局最低工賃公示第1号)

# 最低工賃の改正決定に関する公示

## 熊本労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、熊本県和服裁縫業最低工賃（平成13年熊本労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年4月6日

熊本労働局長 金谷 雅也

### 熊本県和服裁縫業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる仕立て方に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額

品目	仕立て方	金額
振袖	あわせ	25,800円
留袖	比翼あわせ	28,600円
訪問着		19,500円
付け下げ	あわせ	17,400円
喪服		15,800円
	ひとえ	13,100円
長着	あわせ	14,500円
	ひとえ	8,200円
羽織		12,900円
道中着	あわせ	11,400円
道行コート		15,700円

雨コート	ひとえ	11,300 円
長じゅばん	無双ひとえ	9,300 円
名古屋帯	8寸まつり	3,700 円
	9寸芯入れ	5,100 円
袋帯	芯入れ	4,600 円
浴衣	ひとえ	7,200 円

4 効力発生の日 令和8年5月6日

# 現行の最低工賃

## 熊本県和服裁縫業最低工賃

- 1 適用する家内労働者  
熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額

品目	規 格		金 額 (円)
	生 地	仕 立 方	
振 り そ で	絹	あ わ せ	23,800
留 め そ で		比 翼 あ わ せ	26,400
訪 問 着			18,000
付 け 下 げ		あ わ せ	16,000
喪 服			14,600
		ひ と え	12,100
長 着		あ わ せ	13,400
羽 織	ウール	ひ と え	7,600
道 中 着	絹		11,900
道 行 コ ー ト		あ わ せ	10,500
雨 コ ー ト	合成繊維	ひ と え	14,500
長 じ ゅ ば ん	絹	ひ と え	10,400
	合成繊維	無 双 ひ と え	8,600
名 古 屋 帯	絹	8 寸 ま つ り	6,800
		9 寸 し ん 入 れ	3,400
し ん 入 れ		4,700	
袋 帯			4,200
ゆ か た	木綿	ひ と え	5,800

- 4 効力発生の日  
平成13年4月21日